

空家等対策に関する専門家団体との協定締結の概要

1 趣 旨

東久留米市の空家等の所有者等を対象とした相談体制の確立と空家等の有効活用や適正管理、発生抑制等を推進し、空家等対策の強化を図ることを目的に法律、不動産、建築等の専門家団体と連携に関する協定を締結するものである。

具体的な体制は、空家等の所有者等が、相続、土地、財政的な課題等に悩んでいる場合に、「東久留米市における空家等対策に関する協定」に基づき、下記の専門家団体が設置する相談窓口、市が空家等の所有者等を適宜紹介していく仕組みである。

なお、市は、協定締結の一環として、本制度の周知のためホームページ等への掲載やリーフレットにより普及啓発に努めるものとする。

2 協定締結先専門団体（9団体）

- (1) 空家の相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること
 - 東京三弁護士会
- (2) 空家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること
 - 東京司法書士会 及び 東京司法書士会 田無支部
- (3) 空家の売買や賃貸に関すること
 - (公社) 東京都宅地建物取引業協会 北多摩支部
 - (公社) 全日本不動産協会 東京都本部 多摩北支部
- (4) 空家の利活用の調査や建築に関すること
 - 東久留米建築設計協会
- (5) 空家の敷地境界に関すること
 - 東京土地家屋調査士会 田無支部
- (6) 空家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関すること
 - 東京都行政書士会 田無支部
- (7) 空家の有効活用や融資、資産継承・遺言信託等に関すること
 - 西武信用金庫
- (8) 空家の維持管理に関すること
 - 東久留米市商工会

3 今後のスケジュール

【締結式】 10月9日

【周 知】 10月12日 市ホームページへの掲載

10月15日号、11月15日号 市広報に掲載